

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和元年12月11日（水） 午前10時00分～午前11時34分  
休 憩 午前11時00分～午前11時06分  
午前11時23分～午前11時27分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2番 神谷直子、3番 杉浦康憲、7番 長谷川広昌、  
9番 柳沢英希、11番 北川広人、13番 今原ゆかり、  
15番 内藤とし子、16番 倉田利奈、オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1番 荒川義孝、4番 神谷利盛、5番 岡田公作、  
6番 柴田耕一、8番 黒川美克、12番 鈴木勝彦、  
14番 小嶋克文、  
市民3名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、  
福祉部長、地域福祉GL、地域福祉G主幹、介護障がいGL、  
福祉まるごと相談GL、健康推進GL、  
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、  
学校経営GL、学校経営G主幹（鈴木）、  
学校経営G主幹（東條）

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (4) 議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- (7) 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- (8) 議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- (9) 陳情第14号 国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求める陳情
- (10) 陳情第16号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情
- (11) 陳情第17号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情
- (12) 陳情第18号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情
- (13) 陳情第19号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を

求める陳情

(14) 陳情第20号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

(15) 陳情第21号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案8件、陳情7件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の内藤とし子委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特別ございません。

《議 題》

- (1) 議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第84号の質疑を打ち切ります。

- (2) 議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第85号の質疑を打ち切ります。

- (3) 議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（15） この86号ですが、会計年度任用職員の給料月額を改定することというのがあるんですが、もう一つ、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例となっているんですが、これにも給料月額を改定することとありますが、これは、これまでは期末手当はなかったのをつけるようにするという、逆の意味で給料月額を減らすのではないかっていうのが今、名古屋のほうの職場でちょっと問題になっているんですが、そのようなことがあるのかないのか、その点をお示してください。

答（秘書人事） 質問の趣旨といたしましては、会計年度任用職員の給料表を上げるということで、これは基本、増額の改定になっております。

任期付職員のほうにつきましては、これも一部、給料表が増額となっております。それと期末手当、これは、先の9月議会におきまして、この任期付職員の条例を御可決いただいたわけですが、この時に、もう既に期末手当の支給は決まっております。今回、この期末手当の支給率がアップするものでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第86号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正  
について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第87号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問 (15) この中に出てきます、これまで市外の人が利用していたのをというよりか、市内の人にするというような文言がありますが、市内に居住する老人とすると出ているんですが、これまで市外の人が利用していたような実績ってというのは、どのようになっているんでしょうか。

それと、30年度でもいいですし、31年、令和元年でもいいですが、利用実績はどのようになっているのかお示してください。

答 (健康推進) 老人憩の家は、集会室を有料で利用することができます。市外の方の利用実績でございますが、私ども調べられる範囲で調べましたところ、平成18年度以降は、利用の実績はございません。

それから、老人憩の家の現在の利用状況ということでございますが、上半期の実績で申し上げます。市内9カ所ある老人憩の家、利用者数は延べ1万飛び329名でございます。1日当たりの1施設の利用者数としたしましては、8.12人というような実態でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第88号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

委員長 質疑を行います。

問（11） 議案第89号ですけれども、時系列的なところも含めて昨年9月定例会で、大山会館の設置及び管理に関する条例の制定の審議において、公民館機能は地域交流施設に移転するという事。それから、春日町町内会との協議がまとまるまでの当分の間は、そのまま存置をするということでお話を伺いました。その後、この4月に高小のところに地域交流施設の一部が供用開始をされたら、大山公民館の機能についても移転をしたというところでありませう。

今回のこの12月定例会に、この議案が出てきたわけですけれども、最終的に、大山会館が公共施設から外すというお話がこの議案の中身だと思ひますが、その間、春日町町内会さんとの協議ということをしてきておるといふ話ですけれども、これは、まず、いつぐらいから町内会さんと協議をされてきたのかというのを少しお聞かせいただきたいんですけれども。

答（文化スポーツ） 町内会との協議を開始した時期でございますけれども、平成29年度から協議を行っております。

問（11） 本当に町内会さんのほうも、長年にわたって役員を務めるといふのが少ない中でも、長い間をかけて協議をされてきたわけですけれども、今回は、春日町さんが、集会所としての運用をしていきたいといふような方向性がほぼまとまったといふお話だったと思ひますけれども、その辺については、それで間違いはないですね。

答（こども未来部） 委員おっしゃるとおりでございます。

問（11） 公共施設総合管理計画の中においては、当時、大山公民館、今の大山会館に関して、これ、受け手がなければ、あそこは軀的には大丈夫だといふ話まで伺ひましたけれども、受け手がなかった場合は、これは完全に公共施設から外して、最終的には取り壊しといふ方向になるものだと思ひておりますけれども、それは間違いありませんか。

答（こども未来部） 委員おっしゃるとおりでございます。

問（11） 使えるからもったいないとかなんとか、中央公民館のときもそういう話もたくさんありましたけれども、計画を推進するに当たって、やはり、その計画をしっかりと進めていくということが大事なことで

思います。

それとともに思うのは、今回は春日町さんが集会所として運用していくというところから、もう少し発展的なレベルの中で、例えば、今までやってきた貸し館機能的な部分も、万が一、担っていただけるようなことがあるのであれば、それに越したことはさらにはないというふうには思うんですけども、それを行政側から、こうやってくれああやってくれていうわけにはいかないというふうに思っています。

春日町さんのほうとしっかり協議をされる、さらに協議をされることも大事なことだと思いますけれども、まずは公共施設から離して、春日町さんの協議にしっかり上げていただくことが、一番やるべきことかなということを思いますけれども、その意味で今回のこの12月定例会の上程というふうに考えておるんですが、それはどうでしょう。そういう見解で間違いはないですかね。

答（こども未来部） 委員おっしゃるとおりでございます。

問（11） わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（16） 大山公民館の、ここ3年間、昨年とその前ということで3年間の会館利用者数を教えてください。

答（文化スポーツ） 3年間の利用人数ということで、29年度、30年度、今年度ということでお話をさせていただきたいと思いますが、29年度は延べ1万8,788人。平成30年度が1万9,011人。それから今年度でございますが、11月末までの人数ということで、1万3,863人でございます。

問（16） 大山会館は、市民の皆さんが利用できる施設であるのにもかかわらず、月1回以上の定期利用者にしか、市から説明がされていないと思います。

なぜ、広報やホームページを通じて全市民に伝えることをしてこなかったんでしょうか。また、その理由を教えてください。

答（文化スポーツ） 今回、この議案がもし御可決いただけるようであれば、広報やホームページ等で周知は行っていきたいと考えております。

月1回以上の方を対象に説明会を開催させていただいた理由でございます



ますけれども、例えば30年度の実績でいきますと、延べの利用件数というのが1,358件ございます。そのうち月1回以上使っている方の件数というのが93%で、ここの利用の方たちが一番影響が大きいだろうということで、まずは、この方たちに説明することが大切であるというふうに考えて、今回、説明会をさせていただいたものでございます。

問（16） 今、月1回というお話があったんですけど、その方たちが移動するわけなので、移動先の方々も困ると思うんですね。そういう意味で、全市民に伝えるべきではなかったかと思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

答（文化スポーツ） まずは、一番影響が大きい方たちを私たちは対象として説明をさせていただくということでやらせていただきましたが、当然、いろんな方からお問い合わせがあれば、それは対応してまいりたいと考えております。

また、当然、閉館が正式に決まったあかつきには、広報等で市民の方に周知をしてまいりたいと考えております。

問（16） 先ほど、平成29年度から春日町町内会と話し合いをしてきたということだったんですけど、どのような話し合いがなされてきたのかということと、また、春日町町内会が管理する場合の条件を書面で提示しているかどうか教えてください。

答（文化スポーツ） 春日町さんと、どのような協議を進めてきたかということでございますけれども、まず、市としての公共施設の考え方、将来、大山公民館、大山会館を保有しないという、まずその大前提のほうをお話しさせていただいて、公民館の利用の状況、運営経費の状況等々についてもお示しさせていただいて、もし町内会が活用するのであれば、どのような活用方法ができるのか、課題はどんなことがあるのかということ協定を重ねてまいりました。

管理をする条件ということでございますけれども、今、協議中ということでございますので、具体的に煮詰まってくれば、契約書なり、そういう形で結んでいくことになろうかと思っております。

問（16） 今、協議中ということですので、町内会とは書面協定が必要

であると考えますが、市の見解はどのようでありますでしょうか。

また、御予定は、どのような形になりますでしょうか。

答（文化スポーツ） 町内会さんの意向としましては、議会で議決をされていないものについて、町内会で勝手に行動することができないというところがありますので、今までは話し合いを進めてきたということでございます。

今後、この議案が御可決いただければ、町内会さんのほうでも理事会や総会等で諮って行って、手続をされていくということでございますので、その後また、書面の締結が必要であれば、取り交わしをしてまいります。

問（16） 必要であればということですが、今のお答えは。

では、するかしないかも、まだ決まっていないということでしょうか。書面での契約は。

答（文化スポーツ） 無償貸し付けということであれば、使用の契約書というものは締結していくことになろうかと思えます。

問（16） 春日町町内会は、地縁団体として認可されておりますでしょうか。

答（文化スポーツ） 認可地縁法人ではございません。

委員長 16番委員、質問はまとめてお願いいたします。

問（16） 地縁団体の許可を持たない町内会と使用貸借契約を結ぶことは問題であると思うんですが、市の考え方はどのようでしょうか。

答（文化スポーツ） 認可地縁法人というのは、建物や土地を所有する、財産を所有するということが前提の制度でございますので、今回の事案としては、法人格を取得することができないということでございます。

問（16） 今の答弁なんですけれど、賃借に関しても、私は地縁団体の登録が必要と考えるんですが、市としては、登録は必要ないということではよろしかったでしょうか。

答（文化スポーツ） 私どももそういうことを検討しましたが、制度としてできないということでございますので、御理解をお願いします。

問（16） 契約を結ぶようなんですけれど、それについて、契約を市と結ぶ

わけですので、仮契約という形でこちらのほうに提示していただいて、議案が可決したら本契約に移るといふ、そういうやり方が私は望ましいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 町内会さんとしては、議案が御可決いただけたら、正式に理事会や総会等の場に諮っていくということでございますので、御理解をお願いいたします。

委員長 ほかに。

問（15） まず、先ほど16番委員が質問した中に、全市民に知らせなかったのはなぜかというお答えがなかったように思いますが、その点でお答えください。

答（文化スポーツ） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、利用件数を見た場合に、月1回以上の利用者が9割を超えているというところで、この方たちに説明するというところで、やらせていただいたところがございます。

問（15） 件数が多かったかもしれませんが、やはり、これは公共施設として存在していますし、月に1回とか週に1回とか、定例的に利用しているだけではなくて、これから利用する方もあるかもしれませんが、そういうことも考えて、全市民的に説明をするべきではないかと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

答（文化スポーツ） これ、総括のときにもたしかお答えしているかと思うんですが、昨年、30年の12月1日号の広報で、地域交流施設の一部オープンの周知をさせていただいたんですが、その中で、大山公民館の名前が変わるといふ記事も入れさせていただき、現在、保有の見直し検討を行っている、そういった周知のほうはさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

問（15） その当時、当面の間ということで名前が変わりました。機能は、存置するというような議案も出ました。そのときに大山公民館は、当面の間ということをおっしゃったんですが、今回の説明ですと1年ということで、名前というか運用を変えるということなんですが、その点では何て言いますか、少し内容が変わるかと思うんですが、その点で、当面

の間と言っていたのが1年でということになりますと、ちょっと皆さん、びっくりされると思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

答（文化スポーツ） これは、平成30年の9月議会のところでも、何度も答弁させていただいておりますけれども、当分の間とは、具体的に1・2年であると、当然、町内会さんの協議、相手方がありますので、1・2年ということでお答えさせていただいておりますが、私どもとしては、その目標の中で、協議の方向性をまとめることができたというふうに考えております。

問（15） 町内会に移すというお話なんですが、町内会ってというのは全員入っているわけではありませんし、約半分の。

委員長 15番委員に申し上げます。それは、先の総括質疑での質問と同趣旨ですので、その先がございますでしょうか。

問（15） まだあります。

そういう、約半分ということもありますが、春日町と話だけしてきたという点で、やっぱり住民の合意がとれていないと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

答（こども未来部） 先の総括の答弁の繰り返しとなります。

町内会さんとお話させていただいて、運営のほうは、町内会費で賄っていくこととなります。ですので、町内会の会員の方で、大山会館のほうを管理していくかということをお話し合ってきたという説明をさせていただいたとおりです。

委員長 ほかに。

問（7） 1点だけ、再度確認なんですけれども、地域とか関係団体とは、おおよそ合意形成されているという理解でよろしいでしょうか。

答（文化スポーツ） 協議の中で、町内会の会長さん初め役員の方、それからOBの方、土地の所有者である氏子会の方、館長さん、それ以外にも、昨年度の公民館運営委員会の中で、高浜小学校区で構成される主な団体の皆様、そういったところで説明をさせていただいておりますので、御理解いただいているというふうに認識しております。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第89号の質疑を打ち切ります。

### (7) 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

委員長 質疑を行います。

問（3） では90号、補正予算書の59ページ、3款2項2目の保育サービス費の保育園管理運営事業の認定こども園の補助金についてお尋ねします。主要新規事業の概要にもあると思うんですが、これは、公立の高浜幼稚園を認定こども園化して、民営化を実施するに充てるための補助金だと思っております。

その成果として待機児童対策と、柔軟に対応できる環境整備とありますが、実現した場合の具体的な数字というのをお聞かせください。

答（こども育成） それでは、まず質問にございました目指す成果というところの、まず待機児童対策というところでございますけれども、今回新しく開園されますと、1歳児が10人、2歳児が18人という定員を設けることとなりますので、ニーズに対応できる枠が広がるということとなりますので、待機児童対策に寄与するということとなります。

続きまして、柔軟に対応できる環境の整備というところでございますが、この具体性というところでございますけれども、幼保連携型認定こども園となりますので、保育機能、幼稚園機能、両方を持ち合わせますので、保護者の就労状況にかかわらず、機能変更での対応により、同じ園に通い続けることができるということとなります。

また、保育時間が最大朝7時から夜7時までとなりますので、保護者の就労時間に柔軟に対応できる環境が整えられるということとなります。

問（3） 本当に1歳児、2歳児の枠が広がるというのは、大変ありがたいことだと思っております。

では、3歳以上の園児が通園する幼稚園も移管することになると思いますが、費用面では、民営化によりどのような変化があるのか教えてください。

答（こども育成） 今回、民営化した場合による費用的な面での影響ということでございますけれども、これまでの幼稚園というのは、運営費は全て市が負担しておりましたけれども、今回の民営化によりまして、運営費の一部を国や県が負担するという形になりますので、先ほど申しました保育サービスの向上というだけではなく、費用面でも大きなメリットがあるということがいえます。

問（3） あと2点教えてください。これで、民営化ということで移管するわけですが、職員さんは今後どうなるのかの予定が決まっていれば、そのことと、あと、こども園化するということで、親御さんの送迎をされる方もあると思います。そういった場合の駐車場をどのように考えているのか教えていただければと思います。

答（こども育成） まず1点目の、民営化された場合の高浜幼稚園の職員さんがどうなるのかという話でございますけれども、正規職員は、来年度以降は、基本的には公立が運営する別の施設で勤務していただくという形になりますが、臨時職員さんにつきましては、今、この移管法人のほうで職員を募集する中で、高浜幼稚園に今いらっしゃる臨時職員さんが8人いる中で、8人ともそちらのほうで勤務されるというふうに聞いております。

また、職員募集をかける中で、広く一般からも職員募集をかけておりますので、その中で、高浜市の公立で働いている臨時職員さんの中でも、4人ほどそちらに行くということ聞いております。

また、認定こども園化した場合の送迎のことですけれども、最終的には、高浜小学校に整備されます駐車場を使用して送迎することができるということになっております。ただ、それができるまでの間は、例えば現状の体育館下のスペースを活用していただくなり、駐車場が整備されるまでの間は、そういった暫定的な対応で対応していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（16） 今のこども園の駐車場の話なんですけれども、高浜小学校の駐車場ということなんですけれども、先日、私のほうが一般質問のほうで、たかぴあの駐車場の、何台停められますかっていう質問をしたかと思うんですけれども、その中に含まれているっていうことでしょうかという点が1点と。

もう1点は、小学校の職員もそちらの駐車場を使うのか、そのあたり、ちょっと教えてください。

答（こども育成） 駐車場の使い方という点なんですけれども、たかぴあを使われる利用者の使う時間帯であったり、また、保育園を利用される保護者の方の送迎の時間帯だったり、そういった中で、そこをうまく活用しながら駐車場を使っていくという形になりますので、送迎はどちらかという和一時的な話になりますので、ある場所をうまく活用していくというところがございます。

問（16） 今、先ほど私が質問したのが、小学校の先生も使うんではないかという点について、お答えください。

答（学校経営） 小学校の教職員につきましても、その駐車場を使うということがございます。

問（16） 補正予算書の49ページの、公金支出差止請求訴訟等の委託料につきまして、総括質疑でも、昨日の総務建設委員会でも質問があったんですが、細かいところをちょっとお聞きしたいと思います。先日。

委員長 16番議員に申し上げます。そちらは所管外ですので、質問を変えてください。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 ほかに。

問（15） 今の同じところで、55ページの3款1項7目、介護保険施設整備事業の中で、手数料で不動産鑑定手数料46万5,000円が出ていますが、これは「あ・うん」の土地を購入するためというような、聞いた記憶が

あるんですが、これ、今まで借りていたと思うんですが、いくらで借りていたのか。これは、地主さんから買ってほしいというお話があったのかどうか、そのあたりをお答えください。

答（介護障がい） お答えさせていただきます。今現在、「あ・うん」のほうですが、市のほうでは借りてございませんで、社会福祉協議会のほうで借りております。

現在の賃借料は月額13万2,000円、年額に直しますと158万4,000円というふうになってございます。

あとは、買い取り希望は、地主からの要望でございます。

委員長 ほかに。

問（7） 55ページの3款1項3目、障害者自立支援給付事業ですけれども、この障害児給付費、これの増額の内訳を教えてください。

答（介護障がい） 障害福祉サービス等給付費の増額補正の内容でございます。障害者数の増加とともに、自立に向け就労ニーズが高まってございまして、就労移行、就労継続B型のサービス利用が増加している現状でございます。障害福祉サービス等給付費が、当初見込みの5億7,861万6,000円から6億27万7,000円と見込まれることから、2,166万1,000円を増額するものでございます。

その下の障害児給付費でございますが、こちらも4月から新1年生の放課後等デイサービスの利用者が増加したこと及び児童発達支援サービスも、利用者が増加しているところでございます。こういった要因で、当初見込みの1億514万6,000円から1億2,946万2,000円と見込まれることから、2,431万6,000円を増額するものでございます。

問（7） 今、放課後デイの児童、何人使っているのかと、あと、事業所は、今、何カ所あるのか教えてください。

答（介護障がい） 放課後デイの利用者でございますが、令和元年度の利用者が100名というふうになってございます。あと、放課後等デイサービスの事業所は、市内に6カ所ございます。

問（7） 100名ということで、この方たちが、市外、市内、どれぐらい行っているのか教えてください。



答（介護障がい） 割合というふうでお答えさせていただきますけれども、市内事業所利用者が46%。あと、市外事業所利用者が38%。あと、市内と市外を併用して使っている方が16%という割合でございます。

意（7） 本当にデイサービスなんですけれども、利用者の方から、本当、今、使いやすくなっていると、すごいそういった声をよく聞くので、さらなる拡充、どんどん進めていってください。お願いします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第90号の質疑を打ち切ります。

（8） 議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第92号の質疑を打ち切ります。

（9） 陳情第14号 国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（13） この制度は、まだ始まったばかりですので、今現在は、もう本当に事業者と利用者の意見を聞くときだと思えます。

また、給食費を含めると莫大な金額になってしまうので、財政的にも

厳しいと思いますので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（15） 保育の質の確保っていいですか、子供の権利保障の観点から懸念されるのは、今回のこの無償化の問題。公立施設には、無償化に対する国による財政上の補填がなくて、財政力の乏しい自治体では、公立施設の維持が難しくなるということなんですね。体と心の発達に必要な不可欠な大切な給食を保育に必要な費用から除外することは、財政的担保をなくして施設任せにすることで、問題があります。

待機児解消については、保育所整備費交付金の増額や支援の拡充、必要な財政措置を行うなど、保育士職員と基準の改善や処遇の改善など、この意見の提出を求める陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（3） 陳情第14号ですが、市政クラブを代表して反対とさせていただきます。

反対の趣旨ですが、令和元年10月より幼児教育の無償化が始まりました。3歳児以上では、主食代及び副食代の給食費、給食食材費が実費徴収になっております。

陳情においても、給食食材費は実費徴収ではなく、無償化の対象にすることとありますが、今回の無償化の制度は、消費税増税分を財源として、子育て家庭の負担を十分に軽減する制度となっております。低所得者世帯においては、副食代を免除する配慮もなされておりますので、以上のことより本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（7） 国においては、保育の質を確保しつつ、国と地方で適切な役割分担を基本とし、自治体の財政負担軽減に十分な配慮をしていると考えるため、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

(10) 陳情第16号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情  
委員長 意見を求めます。

意 (13) こちら、さまざまな要望が書かれていますけれども、児童の居場所づくりですとかこども食堂など、既に取り組まれているものが多いと思います。小中学校の給食費の無償とか、また、書いてありますけれども、またかなりの財源が必要となります。厳しいと思われまますので、反対いたします。

委員長 ほかに。

意 (15) 陳情16号。安心できる介護保障について、介護保険料や利用料の減免制度を実施して、介護職員の処遇改善とか、利用者にとって危険を招きかねない一人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正して、要介護者の全ての人に障害者控除対象者認定書を送付してなど、安心して暮らせる場としての小規模多機能の入所施設、休日にも対応できる通所施設を設置してなど、必要な項目が要望されています。

それから、40歳以上の特定疾患とか65歳以上の障害者について、一律に介護保険制度を優先することなく、今は、これ、介護保険が優先されているんですが、「本人意向に基づいて障害者福祉サービスが利用できるようにして」という要望も出ています。

また、子供の面では、おたふく風邪やロタウイルス、子供や障害者のインフルエンザワクチンなど、任意予防接種に助成制度をと出ていますが、どれも賛成できる案件でありますので、私どもは、これ、賛成いたします。

意 (3) 陳情第16号ですが、こちらも市政クラブを代表して、反対の意見で述べさせていただきます。

こちらもいろいろと何かありますが、安心できる介護保障についてと

ありますが、介護保険料、利用料、第7期の介護保険料については基金の取り崩しを組み込んで算定しており、所得段階は県内トップの17段階。また、低所得段階の倍率も国の基準以下に設定されておりますので、低所得者への対応もしっかりされておると考えますので、この陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意（7） 国においては、現状、限りある財源の中で、介護、福祉などの社会保障について、責任ある制度設計、施策を実施していると考えため、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

## 意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第16号についての意見を終了いたします。

### （11）陳情第17号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（9） 市政クラブを代表しまして、陳情第17号に対して反対で話をさせていただきます。

陳情、いろいろ書いてあるんですけども、意見書のほうを見ますと、「必要な人員確保というものを国の責任で実行されることを強く求めます。」と書いてあります。そのあとにまた、国民誰もが安心して医療、介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要ということで、陳情項目3つの中にも、負担軽減を図る、というふうに書いてあります。こちら、第2の項目と第3の項目と、非常に矛盾をしているというふうに感じますので、この意見書に対しまして、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（13） こちらも夜勤改善、介護職員の大幅増員とありますが、やはり大幅増員しますと財源が厳しいと思いますので、陳情第17号、こちらのほうには反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（15） 陳情17号、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情ですが、看護師の夜勤内実態調査では、2交代勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合が4割を超えているそうです。勤務と勤務の間隔が、極端に短い8時間未満の割合が約5割。慢性疲労を抱えている看護師は7割を超えて、4人に3人の看護師が、仕事をやめたいと考えながら働いています。

慢性的な人手不足があって、また、介護現場では、長時間夜勤の割合は9割に及んでいます。そこで、夜勤交代労働における労働環境を改善して、などという安心の医療・介護の実現のため、大幅増員を求める陳情に賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（7） 厚生労働省においては、検討会等で、医師、看護師等の勤務環境改善策を議論検討を加えて、令和2年度概算要求においても、医師、医療従事者の働き方改革の推進についてということで、約76億円概算要求しており、着実に労働環境等の改善を目指していることから、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第17号についての意見を終了いたします。

（12） 陳情第18号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に

## 対し意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（9） 市政クラブを代表しまして、陳情第18号につきまして反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

介護職員や看護職員の人材不足というものは、深刻な状況になってはおりますけれども、陳情項目で見ますと、利用者3人に対して1人というものを、利用者2人に対して1人に変えろと書いてあります。これをやってしまうと、今の現状を鑑みて、介護施設等の維持というのが、非常に難しくなってしまうのかなというふうに考えますので、この陳情に関しましては反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（13） こちらも、今でさえ大変な状況であるのに、これ以上の介護報酬を大幅に引き上げるということは大変厳しいと思いますので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（15） この介護施設の人員配置の問題ですが、「特別養護老人ホームなどの人員配置基準を決めた条例を改正し、人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること」というのが出ています。現在では、「3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げることと。

「夜間の人員配置の基準となっている厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を見直して、夜間勤務者の配置水準を引き上げることや、一人夜勤を解消すること」というのがあります。皆さんの娘さんや息子さんがこういう職場に勤めていたら、大変厳しい状況があるわけですが、本当にこの人員配置基準をぜひ国として変えていただきたい。

それから、財政状況が厳しいというお話がありましたが、財政状況はもう本当に、今、必要ない、軍事費なんかが5兆円以上使っていますし、必要でないものをこういう介護や看護師の部分に回せば十分やっていますので、ぜひそうしていただきたいという陳情です。賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（7） 介護人材の慢性的な人材不足の中、国においては、人員配置基準の緩和等について、さまざまな議論、検討、検証が行われております。よって、現段階では本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第18号についての意見を終了いたします。

（13） 陳情第19号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（9） 陳情第19号につきまして、市政クラブを代表しまして反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

賃上げをするだけで将来にわたる人材の確保が、まず、そういった体制が強化できるというふうにはちょっと考えにくいということと。子育てを、本来、終えた方の再雇用の仕組みっていうのをつくっていくべきという。退職理由で、結婚、出産、育児というものがありますので、そういった仕組みを、ちゃんと再雇用の仕組みをつくって、潜在的な看護師の活用、確保を図ることが必要であるということ。そしてまた、就業している看護師さんの定着と、離職防止に重点を置いた対策をしっかりと進めていくべきだというふうに考えておりますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（13） 人材確保、また、看護の質を維持していくことっていうのはとても大切なことだと思いますけれども、特定最低賃金の新設は難しいと思いますので、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（15） 第19号の問題ですが、同じライセンスでありながら、働く地域によって月9万円もの地域間格差の実態があります。本来公定価格である診療報酬で、看護師の労働に対する評価が公正にされるべきだと思いますが、地域間格差が大き過ぎて、看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。

安全・安心な職員体制や、医療・介護現場で働く労働者の処遇の確保は、国の責任で行われるべきで、この陳情に賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（7） 陳情趣旨についてはよく理解できますが、全国適用の最賃の新設となりますと、さまざまなことを慎重に考える必要があると思いますので、現段階では、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第19号についての意見を終了いたします。

（14） 陳情第20号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（9） 陳情第20号につきまして、市政クラブを代表しまして反対の意見を述べさせていただきます。

国では、介護職員処遇改善加算を創設して、キャリアパス制度、キャリアパスの整備や職場改善に取り組む事業所の加算率を上げて、介護職員の賃金向上につながる施策というのを行ってきております。

また、今年度10月からは、新たに介護職員特定処遇改善加算を創設して、技能経験のある介護職員の、さらなる処遇改善を行っております。



職場環境を改善した事業所に加算される現行の仕組みというものが、一律に最低賃金を設ける場合と比べても、職場環境の改善や職員のやる気にもつながって、結果として介護の質も向上するというふうに考えますので、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（13） 先ほどの19号と同じように、人材確保は必要だと思いますけれども、特定最低賃金の新設は難しいと思いますので、こちら、反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（15） 介護従事者の全国を適用地域とした、特定最賃の新設を求めるこの陳情ですが、人員が少なく業務が過密を理由として、介護の仕事をやめたいと考えたことがある人は、5割以上にもあがります。低賃金、過密労働の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化し、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

介護従事者の賃金底上げ、処分の改善、人材確保と体制強化を実現するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金を新設することという、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（7） これも19号と同様で、陳情趣旨についてはよく理解できますが、全国適用の最賃の新設となりますと、さまざまなことを慎重に考える必要があると考えますので、現段階では、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第20号についての意見を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時06分

委員長 少し早いですが、全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き会議を進めます。

(15) 陳情第21号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採  
択を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(3) 陳情第21号について、市政クラブを代表して、反対の立場で意見をさせていただきます。

歯科医療は日々進歩しておりますが、新しい治療行為の多くが保険給付の対象とはされていません。その高額を要する新しい治療が保険適用になると、被保険者の皆さんの保険料のさらなる負担増が懸念されますので、慎重に対応すべきものと考えております。

また、この陳情は、本市の歯科医師会の先生方との連携がとられていないこともあり、本陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意(13) こちらは、歯科医師会のほうから出ているものではないので、この陳情では反対いたします。

委員長 ほかに。

意(15) 陳情第21号ですが、そしゃく能力や口腔機能を維持することが、全身の健康や生活の質の向上に効果があって、医療費抑制にも役立つことが8020運動によって実証されていますし、マスコミでも報道されています。

でもしかし、深刻さを増す不況の中で、公的医療保険の患者自己負担がふえていることに加え、歯科医療は、医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが、保険給付の対象とされていません。患者の医療負担が大きく、歯科診療が受けにくくなっています。

国や政府に対して、患者の窓口負担を軽減するとともに、歯科の保険

給付範囲を拡大し、国民が保険でよりよい歯科医療を受けられるよう要望するという、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（7） 陳情趣旨については大変理解できますが、高浜市内のほかの歯科医師の御意見も参考としたいため、現時点では趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

### 意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第21号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

意（16） 議案第89号について、動議を求めます。

市は、春日町町内会と大山会館廃止後の取り扱いについて、方向性が決まったと報告しております。

しかし、これは市の一方的な見通しを述べているに過ぎず、大山会館廃止後に、春日町町内会が管理を引き受けるか否かについて、何ら客観的に判断できるものはございません。特に、私が情報開示請求したところ、高浜市が町内会に示した資料につきましても、黒塗りです。そして市の見解も全て黒塗りです。

また、ただいまの質疑で、春日町町内会は、地縁団体の許可を持っていない任意の組織であることがわかりました。このような団体に市の所有不動産を無償で貸し付けることは、問題があると考えます。市と春日町町内会は協議を行っているとのことですので、春日町町内会と諸条件について、書面で協定が締結でき、その内容の報告を受け、条件、状況が確定できた段階で判断すべきと考えます。

したがって、この本議案は、継続審査とすることを求めます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま倉田委員より、継続審査を求める意見が出されました。

このことについて、御意見のある方はお願いいたします。

問（11） 継続審査という動議だというふうに思いますけれども、基本的に、結論が出ない議案に対して継続審査というものを求めるのが継続審査であって、なおかつ、先送りにしてでもきちんと結論を出すと。賛成か反対か結論を出すということが基本となるのが、継続審査であるというふうに思います。

そういった意味でいうと、結論が出ないとか、出せないとかっていう話ではないと思いますので、その必要性はないというふうに考えますけれども、意味合いとして、なぜ継続しなければいけないのかがよくわからないので、もう一回説明してもらえませんか。

説（16） 私が申し上げた、先ほどの意見のとおりでございます。

委員長 説明になっておりません。説明を求めます、倉田委員。

意（16） 先ほど、客観的に判断できないと言ったんですけれども、私のもとには、やはり町内会が受けるということに反対の市民の方の声が届いております。そういう意味でも、現段階で町内会が受けるということがはっきりしていない。ましてや総会も行われていないということであれば、どうなるかわからない状況です。ですので、継続審査としていただきたいと思います。

意（11） 伺いますけれども、継続審査にする意味がわかりません。今、16番委員が言われているのは、「私は反対です。」という話をされているだけです。

継続審査にしてくださいっていうことは、ここで議決をしなきゃいけないんですよ、委員会です。ですから。それを求めるのであれば、少なくとも私は、その継続審査をすべきかどうかってことを考える必要はないと思っていますので、少なくともそれに、その議決をみんなでしましょうよという気持ちにさせていただかなければ賛成できませんけれども、そここのところがわかるように、倉田委員の「私はこう思います。」っていう話ではなくって、議会として継続審査にすべきだというところをわかるように説明をしてください。

意（16） こちらの地方自治法の解説によりますと、動議に対して、誰か「異議あり。」と唱えることなく、中断することなく進行して、これに対して異議がなければ、この採決を入れるということが、私はこちらの、事務局からもらったものを読んで理解しておりますので、ぜひとも委員長、議事進行として、この私の継続審査を賛成・反対のほかに入れてください。お願いいたします。

意（11） 趣旨採択とは違いますから。

要は、賛成か反対かの結論が出せないので継続審査をしましょうと。もっと情報を集めましょうとか、いろいろな御意見を伺いましょうとかっていうののために、継続で審査をすべきだという話ならわかりますけれども、賛成か反対か、それから継続審査かっていう選択肢はありませんよ。

意（16） それであれば、総会できちんと市民、住民の総意を得てからやればいいと思うので、継続審査でお願いいたします。

委員長 ほかに。

意（11） ですから、16番委員の気持ちはわかりました。考え方もわかりましたけれども、ここで継続審査にするという議決をとるに当たって、なぜそれをしなければならないのかを説明してください。

意（16） これによりますと、特に説明もなく、動議というのはできます。読みますと、日程変更を要しないものは、議長は直ちにこれを議題とし、趣旨弁明、質疑、討論、採決の順序をとるとなっておりますので、ぜひ、この地方自治法にしたがって、議事進行をお願いいたします。

意（11） 私は、反対しとるわけじゃないんですよ。反対しておるわけじゃなくって、なぜ、それをしなきゃいけないか説明してくださいという話をしているんです。

ですから、動議に対して、きちんとした趣旨を説明をさせていただいて、ここでその議事を、きちんと議決をとるという行為に入っていくためにもそれが必要なんですよ。

だから、反対しているんじゃないじゃなくて質問しているんです。よろしいですか。

委員長 委員会の委員長としても、倉田委員がどうしてもこの動議を出したかっていうことを説明していただかないと、議事が進行していかないので、その動議を出した理由を述べていただきたいと。お願いいたします。

意（16） すいません、先ほどから出しているんですけども。

なぜ、それが御理解いただけないのかっていうのがわかりません。総会でこういうふうに決まりましたとか、何も証拠がないにもかかわらず、町内会の、こういうふうに決まったっていうことが、何も文書でもわからないし、契約もしていないにもかかわらず、この議案に対しては賛成も反対もできませんので。なので、継続審査でお願いしたいということを申し上げているんです。なぜ、それが理由にならないかわかりません。

意（3） 北川委員が言われているというのは、この継続審査をこの福祉文教委員会の委員の皆さんに、それは賛成してもらわないといけないと思うんで、多分、賛成してもらおうような思いを話していただければなと。

システムの的には、倉田委員が言われた地方自治法ということで、多分問題ないと思うんですが、ここでそれを通そうと思って、今回、多分、動議をされたと思いますんで、そういった意味で北川委員は言われているのかなと思っています。

が、それは置いていて、自分の今の意見としましては、今の動議に対してですが、先ほどの総括、そして今回も、北川委員も質問がありました。この公共施設の問題というのは、まず前提として、公共施設の統廃合については、限られた財源の中で、全ての施設の老朽化対策、維持管理をすることはできない。その中で、市民生活に直結するサービスの低下を防ぐために、施設の統廃合や複合化を進めていくというものだと考えております。

その認識のもと、この数年来、春日町町内会さんを中心とした利用関係者との協議がようやくまとまり、先ほどもありましたが、高浜市としては持たないとの方針の施設を、建物を利用し、維持運営を春日町さんが行っていただけるというのは、大変ありがたい申し出だと思っております。

ます。

もちろん、今回の議決後に、春日町さんの総会後には、いろいろ詰めていくこともあるとは思いますが、相手方とのタイミングもありますので、この私は現時点、今の継続審査の申し出には反対です。

委員長 ほかに。

意（16） 理由は、先ほど申し上げたとおりです。こちらを読みますと、議長は、ただいまの動議に賛成の方の有無を求め、賛成の声があれば、所定の賛成者ありとして進める動議を議員が提出し、かつ、賛成者が規則の人数だけあれば動議が成立するので、もし、この動議に対し、誰か「異議あり。」と唱えても、中断することなく進行してよいとなっておりますので、ぜひ議決をお願い、こちらを取り入れて、採決をお願いいたします。

意（11） 自治法とか会議規則を間違っているとはいえませんが、私とか先ほど3番委員が言ったのは、別に邪魔をしとるわけでも何でもなし、質問をただけなんですよ、その動議に対しての質問を。ですから、今から、これで委員長が、例えば動議に対してのセコンドを求めて、それをセコンドされる方がみえれば、それは動議を取り上げるかどうかということの採決をここでまたするような形になると思いますけれども。決して邪魔をしておるわけじゃないんですよ。邪魔をしているわけではなくって、どうしてそれをする必要があるのかが理解できないので、それを質問しただけなんです。

意（16） ですから、先ほどから申し上げているとおり、私どもとしては、客観的に町内会が確実に受けるとか、町内会の総会で決まったとか、そういう証拠がないわけなんですよ。

その段階で、今、議決をとる、賛成反対を申し上げることはできない。であれば、今後きちんと手続なり、我々も調査をして、その上で賛成反対の意見が言えると思うので、そこの部分でございます。

意（11） 今言った町内会さんの正式な、例えば、総会の決議だとか、そういったものがあればいいですよという話じゃないですよ、今。

あってから考えるという話ですよ。だったら特段、ここで継続審査

なんかせずに、賛成か反対かって、議決をとればいいじゃないですか。

結局、継続審査をやったって、町内会さんが総会を通したって、そこで考えるというのはおっしゃいましたよね。だったら、今ここで答えを出しても、その先で答えを出しても一緒じゃないですか。そうじゃないんですか。

だから、継続審査の必要性はあまり感じませんが、動議を出したお気持ちはわかりましたので。はい。

委員長 ほかに意見、ございますか。

意見なし

委員長 それでは、議案第89号を継続審査することについて意見の一致を見ませんでしたので、これより採決を行います。

《採決》

委員長 お諮りいたします。議案第89号を継続審査とすることに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、議案第89号を継続審査とすることは否決されました。

意（16） 議事進行について、こちらの条例ってというか、自治法によりますと、動議には、1人以上の賛成があって成立すると書かれています。なぜ成立しないのでしょうか。

委員長 動議は成立いたしましたので、採決をとりました。

その採決の結果、継続審査をしないということに決まりました。

意（16） そのようなことは、こちらに全く書かれていませんので、1人以上の賛成者があれば、これは成立すると思いますので、継続審査を入れてください。

委員長 休憩をいたします。



休憩 午前11時23分

再開 午前11時27分

委員長 それでは、会議を続けます。

これより、採決をいたします。

《採 決》

(1) 議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (6) 議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

挙手多数により原案可決

- (7) 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

挙手多数により原案可決

- (8) 議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）

挙手全員により原案可決

- (9) 陳情第14号 国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (10) 陳情第16号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

- (11) 陳情第17号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情

挙手少数により不採択

- (12) 陳情第18号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (13) 陳情第19号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

挙手少数により不採択

- (14) 陳情第20号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 陳情第21号について、趣旨採択との御意見がありましたので、採決にあたり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

(15) 陳情第21号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時34分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長